

公害被害者救済制度の確立に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年12月18日

提出者

11番 古林 わか子

9番 梶 雅子

1番 松本 清治

3番 大野 まさき

16番 忠地 幸寿

17番 たき 美世子

25番 金子 武

武蔵野市議会議長 井口良美 殿

公害被害者救済制度の確立に関する意見書

東京地方裁判所は、平成14年10月29日に東京大気汚染公害訴訟の判決において、国・都及び首都高速道路公団の責任を認め、初めて未認定患者を含む大気汚染公害被害者に対する損害賠償を命じました。

今日、大気汚染公害は改善しないばかりか、日々新たな公害患者を生み出しております。公害患者は、その多くが公害未認定患者であり、何の救済措置もなく、病気の苦しみに加えて、働くこともできないための生活苦、加えて重い医療費負担ゆえに満足な医療も受けることもできないという二重、三重の人権侵害に苦しめられています。

本判決は、このような深刻な被害が、自動車排ガスによるものであること、数十万といわれる東京の未認定患者の救済が極めて重要な課題となっていること、そして、国・都の責任を明らかにした点で、極めて重要な意義を持つものです。

石原都知事は、同判決への対応について、控訴をしないとし、今後は国による被害者救済制度の創設を強く要求する、としています。また、主要な自動車メーカー各社は、被害者救済制度の財源負担について、「社会的要請も踏まえて総合的に対応」する、あるいは「真摯に検討」することを約束しています。未認定患者の救済は一刻も猶予がない重要な課題です。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対して、公害被害者救済制度を創設するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年12月20日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣
環境大臣

〓あて